

蓮田市中小企業者等新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業支援補助金申請要領

蓮田市環境経済部商工課

【申請受付期間】
令和3年7月1日（木）～令和4年2月10日（木）消印有効
【申請方法】
郵送のみ（窓口での申請はお受けできません）
【提出先及びお問合せ先】
〒349-0193 埼玉県蓮田市大字黒浜2799番地1 蓮田市役所商工課 新型コロナ補助金担当 電話 048(768)3111 内線235、237 FAX 048(765)1700 E-mail shoukou@city.hasuda.lg.jp 午前8時30分～午後5時15分（土、日、12/29～1/3、 祝日除く）



蓮田市中小企業者等新型コロナウイルス感染症拡大防止

対策事業支援補助金申請要領

1. 趣旨

事業を営む個人事業主又は中小企業者等が、新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組むために要する経費の負担を軽減することを目的として、予算の範囲内で蓮田市中小企業者等新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものです。

○新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業とは、新型コロナウイルス感染症拡大を防止する取り組みをいいます。

○個人事業主とは、蓮田市内に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条に規定する住民票（以下「住民票」という。）があり、個人で事業を営む者又は蓮田市外に住民票があり、蓮田市内で個人で事業を営む者であって、事業継続の意思を有するものをいいます。

○中小企業者等とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者であって、事業継続の意思を有するものをいいます。

中小企業基本法に規定する中小企業者又は小規模企業者

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種 (下記の②~④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

2. 申請期間

令和3年7月1日（木）～令和4年2月10日（木）（当日消印有効）

申請受付期間中であっても、予算額に達する場合は、受付を終了します。

3. 交付対象者

次の条件をすべて満たす事業者が対象となります。

- (1) 個人事業主にあつては、店舗等で事業を営んでいること、中小企業者等にあつては、蓮田市内の店舗等で事業を営んでいること
※蓮田市外で事業を営んでいる個人事業主については、蓮田市に住民票があること

※店舗等とは、

- ア 看板等を掲げ、売場や客席・接客用カウンター、机等を常に設置し事業を営んでいる独立した店舗又は事務所、並びに倉庫等
イ 住居部分と事業用部分が明確に区分され、かつ看板等を掲げ、売場や客席・接客用カウンター、机等を常に設置し事業を営んでいる店舗又は事務所、並びに倉庫等

- (2) 申請日までに店舗等で事業を3か月以上継続して営んでおり、引き続き事業継続の意思を有すること。

※次のいずれかに該当するものは、補助金の交付対象から除く。

- ア 申請日現在において、個人市町村民税、特別区民税、法人市町村民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税（料）を滞納しているもの（徴収の猶予を受けているものを除く。）
イ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による国、県、他の地方公共団体の補助制度による補助金交付対象経費として、当該補助金の交付申請（交付申請予定を含む。）をしている、または交付決定を受けているもの（申請の結果、不交付となった場合は除く。）
ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が経営し、又は経営に関与しているもの
エ 法令等に基づく必要な許認可を受けることなく事業を行うもの
オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業等を行うもの
カ その他補助金の趣旨に鑑み、交付することが不適當であると市長が判断するもの

4. 補助対象経費

下表に掲げる経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）で、以下

に掲げる要件を満たすものとなります。

- (1) 令和3年4月1日から令和3年12月31日までに購入した費用であること
- (2) 購入した備品は、蓮田市内の店舗等で使用するものであること（個人事業主にあつては、蓮田市外の店舗等で使用するものを含む。）

備品	
1	消毒液等を入れるオートディスペンサー及び設置台
2	間仕切り、パーテーション、飛沫防止カーテン、飛沫防止パネル
3	サーモグラフィカメラ、非接触型体温計
4	サーキュレーター、扇風機
5	空気清浄機
6	加湿器
7	キャッシュレス決済端末等に付随する機器（接続費用、通信料は含まない）
8	オゾン発生器
9	二酸化炭素濃度測定器
10	自動水栓（設置工事費含む）
11	テイクアウト・デリバリーのための看板、のぼり旗、保冷温容器 ※飲食店に限る。

※飲食店・・・日本標準産業分類の「中分類 76 飲食店」に該当する事業所で、客の注文に応じ調理した飲食料品、その他の食料品、アルコールを含む飲料をその場所で飲食させる事業所及び主としてカラオケ、ダンス、ショー、接待サービスなどにより遊興飲食させる事業所、またその場所での飲食と併せて持ち帰りや配達サービスを行っている事業所。

5. 交付額

実際に支払った経費の合計額（100円未満切り捨て）

但し、10万円を限度

※補助金の交付は、1事業者あたり1回限りとなります。なお、同一人が複数の事業所にて、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みをしている場合も1回限りとなります。

6. 申請書類

以下の書類を揃えて、申請してください。また、必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。なお、市に提出された書類は返却いたしません。

申請書類		
1	チェックリスト	蓮田市公式ホームページからダウンロードしてください。 また、市商工課、蓮田市商工会、公共施設でも配布しています。
2	蓮田市中小企業者等新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業支援補助金交付申請書（様式第1号）	
3	補助対象経費一覧	
4	誓約書兼同意書（様式第2号）	
5	事業を営んでいて、かつ店舗等が存することが確認できる書類の写し ※法人・個人：右記②～④のいずれかを提出。但し個人で許認可が必要な場合 右記①	① 営業許可書等の写し ② 公共料金の支払領収書の写し ③ 賃貸借契約書の写し ④ 直近の確定申告書の写し
6	住民票	市外で事業を営んでいる個人事業主のみ
7	確定申告書の書類	個人事業主・・・所得税確定申告書B第1表の写し ※市・県民税申告のみの場合は、課税証明書の写し 法人・・・確定申告書別表一及び法人事業概況説明書（1枚目及び2枚目）の写し
8	市税等の滞納がないことが確認できる書類	完納証明書の写し
9	法人であることが確認できる書類	履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し
10	本人確認書類（個人事業主のみ）	運転免許証、マイナンバーカードの表面、住民票など住所の記載があるものの写し
11	法令等に基づく必要な許認可書等	営業許可書の写しなど
12	交付対象の備品を購入した事実が確認できる書類	領収書、レシートの写し （購入した備品について、マーカーをして

	の写し	ください) ※クレジットやインターネット等を利用し ての購入の場合、引き落とし明細及び引き落 とされていることが確認できる通帳等の写 しの両方
13	新型コロナウイルス感染 症拡大防止の取り組みが 確認できる資料	店舗等の外観と購入した備品を設置したこ とが確認できる写真
14	申請者名義の預貯金通帳 の写し	通帳を開いた1、2ページ目の写し ※金融機関名称・支店名・預貯金種別・口座 番号・口座名義が確認できるもの（電子通帳 などで紙媒体がない場合は、電子通帳等の画 面の写し）
15	その他市長が必要と認め る書類	

※開業間もないため確定申告書等にて事業を営んでいることが確認できない場
合は、申請日前3か月間の売上高等が分かる書類を提出してください。

※申請にあたり、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業の確認のため、
現地調査をさせていただく場合があります。ご協力よろしくお願いたします。

7. 申請について

【申請方法】

郵送のみとなります。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため窓口での申請はご遠慮くだ
さい。

【申請回数】1事業者あたり、1回限りとなります。

【提出先】

申請書類を下記のあて先まで郵送してください。

※簡易書留等の郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。なお、郵便
事故があった場合の責任は負いかねますのでご了承ください。

(あて先)

〒349-0193

蓮田市大字黒浜2799番地1

蓮田市役所商工課 新型コロナ補助金担当 行

8. 申請から補助金交付までの流れ

(1) 申請 申請期限：令和4年2月10日（木）（当日消印有効）

申請書その他必要な書類を添えて、申請期間内に郵送にて申請してください。



(2) 申請書類審査

申請書受付後、市で書類審査を行います。書類の不備や記載内容に不明な点等があった場合は、現地調査、電話等にて確認させていただきます。



(3) 審査結果の通知（申請受付から3週間程度）

交付要件審査後、交付の可否について「蓮田市中小企業者等新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業支援補助金決定通知書」にて通知します。また、交付決定となった方には、あわせて「蓮田市中小企業者等新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業支援補助金交付請求書」を送付します。



(4) 請求書の提出及び補助金の交付

市に提出した請求書に記載された口座へ振り込み手続きを行います。あわせて振込予定日を記載した文書を送付いたします。

※請求書の提出期限は令和4年3月18日（金）（当日消印有効）です。

9. 注意事項

(1) 交付決定後に虚偽の申請その他本補助金の交付が不相当であると認められる事実が判明した場合は、交付決定を取り消します。また、本補助金の振込後に交付決定を取り消した場合は、当該補助金を返還させていただきます。

(2) 申請期間を過ぎた申請書はお受けできませんので、申請期間内に申請をしてください。